

第33回独立行政法人評価委員会林野分科会

林野庁森林整備部研究・保全課

第33回独立行政法人評価委員会林野分科会

日時：平成20年6月23日（月）

会場：経済産業省別館1036号会議室

時間：14：57～17：50

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 独立行政法人森林総合研究所の平成19年度業務の実績に関する評価及び
財務諸表について

(2) 独立行政法人緑資源機構の平成19年度及び中期目標終了時の業務の実績
に関する評価、平成19年度財務諸表及び積立金の処分について

(3) その他

3. 閉 会

午後 2時57分 開会

○太田分科会長 それでは、少し時間より早いようですけれども、お揃いのご様子ですので、ただいまから第33回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。

当分科会は、2月以来の開催となりますが、本日までの動きとして、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律が3月31日に成立し、緑資源機構は解散しましたが、旧緑資源機構にかかる審議については、これまでの評価の連続性を考慮し、引き続き、林野分科会において審議することとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は、森林総合研究所の鈴木理事長をはじめ、多くの皆様のご出席をお願いしております。

また、緑資源機構の海外農業開発事業についてご説明いただくため、国際農林水産業研究センターからご出席をいただいております。

皆様には、ご多忙のところ誠にありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に本日の進め方等について事務局から説明させます。よろしくお願いいたします。

○事務局 事務局から会議の成立についてご報告いたします。現在のところ、評価委員6名のうち5名の方が出席されておりますので関係規程により本日の分科会は成立しております。

続きまして、緑資源機構の解散に伴う独立行政法人評価の取扱いについてでございます。

解散に伴い、農林水産省独立行政法人評価委員会令が改正されておまして、林野分科会が所掌する法人は今現在森林総合研究所のみとなっておりますが、旧緑資源機構の年度評価及び中期目標期間の評価の取扱いにつきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会令に基づき、先般委員長が評価委員の方々に意見を聞き取った結果、旧緑資源機構にかかる審議については、これまでの評価の連続性を考慮し、引き続き林野分科会において審議することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、旧緑資源機構が実施しておりました業務のうち、水源林造成事業等は森林総合研究所が、海外農業開発事業については、国際農林水産業研究センターがそれぞれ承継しております。

また、本年度実施する評価につきましては、それぞれの事業を承継した法人が受けるということが緑資源機構廃止法に規定されております。あわせて、財務関係につきましては、旧緑資源機構の業務の大半を承継した森林総合研究所が評価を受けるということも廃止法に

規定されております。このような整理となっておりますことをご報告申し上げます。

それから、今年度は緑資源機構の中期目標期間終了時の評価を行っていただくことにあわせまして、積立金の処分についてご審議をいただくこととなっております。

これについて、若干概要をご説明させていただきますと、資料は、参考資料3-1でございます。中期目標期間の最後の事業年度に積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、農林水産大臣の承認をうけた金額について次の目標期間における業務の財源に充てることができ、この場合、大臣が承認する際には、評価委員会の意見を聞かなければならないという規定がございます。

また、関係法令におきまして、6月30日までに承認を受けなければならないですとか、あるいは国庫納付金、国庫にお金を納付する場合には、7月10日までという日程上の都合がございます。

このような都合がございますので、本日の会議の席では、財務諸表の承認についてご議論を行っていただきました上で、後ほど行われます繰越積立金の承認につきましても、あわせて分科会としてのご意見を決定していただきたいと考えております。

そのほか、評価に関連する情報としてあらかじめご報告すべきものとしたしまして、昨年12月及び本年1月にそれぞれ独立行政法人整理合理化計画、それから総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価におきまして、講ずるべき措置等が述べられているところでございます。

これらへの対応といたしましては、参考資料3-2でございますが、農林水産省評価委員会の各分科会で対応をしていくということで、省内におきまして取りまとめた資料がございます。

この中で、特に、ご説明申し上げますと整理合理化計画におきまして、評価委員会は独立行政法人の評価の際、業務、マネジメント等にかかる国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させると述べられております。

これに対しまして、農林水産省といたしましては、各分科会事務局のホームページで、業務実績報告書を掲載して意見募集を行い、その結果を評価委員会に国民の意見として提出し、それを踏まえて評価を行うという対応を考えているところでございます。

林野分科会におきましてもそのように進めたいと考えておりますが、意見募集の期間など具体的な進め方につきましては現在検討中でございます。

本日の議題につきましては、次第ということでお配りしているとおりでございます。

森林総研、緑資源の19年度評価と財務諸表の承認、加えて緑資源につきましては中期目標終了時の評価と積立金処分との関係がございます。

会議の進め方につきましては、本日の時間割案という紙がございますが、これを参考にさせていただければと考えております。

資料は一覧のとおりでございますが、万一、欠落等ございましたら、随時事務局にお申し出いただければと思います。以上でございます。

○太田分科会長 それでは、早速ですが、議事に入ります。

まず、森林総合研究所の平成19年度業務の実績に関する評価及び財務諸表についてです。

森林総合研究所から業務運営状況の説明をいただき、続けて自己評価結果、財務諸表等のご説明を伺っていきたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いたします。

○鈴木森林総合研究所理事長 森林総合研究所の鈴木でございます。

本日は、独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いただきまして、ありがとうございます。

平成19年度の大きな課題というのは、昨年4月1日に林木育種センターと統合したことでございました。統合したことによって、シナジー効果を発揮すべきという指摘でございます。

それから、中ごろでは、「イノベーション25」への対応というのが私ども研究開発独立行政法人の大きな課題でございました。

後半になりますと、先ほどご説明ありましたように、緑資源機構の事業の一部を承継する経過措置法人としての準備がございました。ということで、平成19年度の森林総合研究所の内容を担当理事から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○亀井森林総合研究所理事 理事の亀井でございます。

私のほうから、自己評価シート等について説明させていただきます。

まず、資料でございますけれども、資料1-1の評価単位自己評価シート、一番上に出ていますけれども、それから、資料1-2財務諸表等、資料1-3契約関係資料、これが正式な提出資料でございます。

それから、参考資料1-1指標自己評価シートほか、1-4まで、参考資料として提出をさせていただきます。

そのほか、資料番号を打ってございませぬけれども、概要説明版、それから財務諸表説明資料等の10点を提出させていただきます。

それでは、19年度の自己評価について説明をさせていただきます。

説明につきましては、平成19年度の業務の実績に関する評価について、概要説明版、参考資料の1-4の次に入れ込んでございます。これに基づきましてご説明をさせていただきます。

この概要版につきましては、資料1-1の自己評価シートのポイントを記載してございます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

左側に自己評価シート総括票がございます。大項目としまして、第1から第6まで項目がございますけれども、それぞれにつきまして、私と研究担当の石塚理事、育種担当の田野岡理事から分担して説明をさせていただきます。その後、財務諸表等について、松本総務部長からご説明を申し上げます。

なお、今回の自己評価に当たりまして、評価単位で、私ども「s」評定としましたのは、この総括表の中がございます、アイa、生物多様性に関するシート、並びに2#(1)林木新品種にかかるシートでございます。

そのほか、個々の指標シートのレベルで予定以上のものとしたシートはございますけれども、評価単位のシートではこの2つを「s」とし、それ以外はすべて「a」評定としております。

1ページでございます。経費の抑制でございますけれども、前年度比、業務経費については1.2%、一般管理費で5.7%の削減をしております、それぞれ目標を達成しております。あわせてここに記載のとおり2.9%の経費節減をしております。

次に、2の効率的・効果的な評価でございますけれども、育種分野を含めまして外部有識者のご意見を伺っております。

また、研究課題の自己評価の改善、研究職員の業績評価を着実に現在実施してございます。

次に、3、資源の効率的な利用に関してでございますけれども、競争的資金への応募を促進するため、各種情報を職員に提供などを行い、応募件数につきましては、この表のとおり増加してきてございます。

次に、(2)の施設・整備等でございますけれども、これらにつきましては計画的な更新を行ってございます。

(3)の組織等につきましては、2ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど理事長からお話し申し上げました19年度の両法人の統合によりまして、管理部門の

効率化の観点から組織の統合再編を行っております。

また、同時に統合効果発揮の観点から、バイオ研究センターを新たに設置いたしております。

また、女性研究者支援という観点から、男女共同参画室の配置を行っております。

また、今年の4月から旧緑資源機構業務の承継を実施するという事で、その準備を進めてございます。

次に、職員の資質向上でございますけれども、女性研究者支援事業を開始しております。

現在、森林総合研究所女性の職員の方々は約100名ほどおられますけれども、こうした方々の研究環境の充実に努めたいというふうに考えております。

新たに博士号につきましては、10名の方が取得され、研究職の68%になってございます。

次に、4の管理業務の効率化でございますけれども、組織統合に伴う給与支払システムの一元化、また文献情報の提供につきまして、本・支所の利便性を向上させております。

次に、5の産学官連携・協力につきましてはですが、共同研究を61件ほど行っておりまして、木質ボード用の接着剤の改良、あるいはアカシアハイブリッド新品種の開発など、実用化を目指した研究を行っております。

また、育種事業につきましても、4千点の遺伝資源保存情報のデータベース化を行っております。

○石塚森林総合研究所理事 研究担当理事の石塚と申します。

続きまして、中期計画、第2、国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためのとるべき措置ということで、研究所としては、研究の推進と、後ほど説明しますが、育種事業と大きく2つに分かれておりますので、分割して説明させていただきます。

研究の推進については、詳細は評価シートのほかに、平成20年版研究成果選集に説明がございますので、後ほど見ていただければと思います。なお、説明資料の中に成果選集の関連ページが書いてあります。

まず始めに、アという研究開発についてです。研究開発のうちアアという研究分野に関しては、大きくは温暖化対策に向けた研究を2つに分けております。アアaでは、温暖化影響予測及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発という重点課題を実施しており、今年については、アジアフラックスという世界全体の中のフラックスのネットワークがございますが、特に日本が関係するアジアフラックスという活動を支援して、タワーフラックスの観測

サイトのネットワーク化等々について、大きく貢献する業務を実施できたということです。

そのほか温暖化の影響については、白神山地のブナ林が温度上昇によってなくなっていく危険性が非常に高いというような成果を上げたというところでございます。

アアbにつきましては、木質バイオマスの変換・利用技術並びに地域利用システムの開発という重点課題ですが、バイオマスのエネルギー化に関しては、今年につきましては、アルカリ前処理による樹皮ですとか合板等々について、バイオエタノール製造の原料にできること。それから、オイルパームの幹についても、その樹液が糖の原料になるというようなことを明らかにいたしました。

アイにつきましては、森林と木材の安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究という分野でございまして、4つほど重点課題が分かれています。

アイaにつきましては、多様性保全及び野生生物等による被害対策の技術の開発という重点課題でございます。

ここににつきましては、今年度まで小笠原に関するプロジェクトを行ってまいりましたが、小笠原の外来種問題につきまして、外来種の排除や拡大予防策を取りまとめて、総合対策という形で環境省や地元へ提案いたしまして、今現在、小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会を始めさまざまな委員会等々にその成果を投げております。今後予定される遺産への登録に向けて中心的な役割を果たしてきたということです。

それから、もう1つ、獣害回避技術の開発の一環として、犬を使ったサルの上げのマニュアルを、私どもだけではなくて他の関連機関と連携協力しながら作成・公表しました。この分野の重点課題につきましては、想定以上の成果を上げたということで、「s」評価をいたしました次第でございます。

その次、アイbということで、水土保持の評価及び災害予測・被害軽減という重点課題につきましては、地下流水音探査による山地崩壊の発生危険度予測手法というものを開発しました。特にこれを、最近、プレスに発表しまして、新聞、テレビ等々によっても随分報道されているというところでございます。

アイcにつきましては、森林の保健・レクリエーション機能の活用技術の開発という重点課題で、森林のセラピー機能につきまして、森林浴の効果が1カ月後まで持続性があるということや、時間帯や異なる環境と森林浴効果との関係などの知見を新たに得ることができました。

アイd、安全で快適な住環境の創出のために木質資源利用を開発しようという重点課題に

つきましては、昨年度、新たな集成材について J A S 規格に認めさせていただきましたけれども、さらにそれについて基準強度と接合性能を評価することによって、具体的な建築設計に生かす段階まで成果を上げることができました。

それから、さらにこれらを使った状態で木造住宅の柱等々の強度余裕度を解明しまして、十分な強度を有しているということも明らかにいたしました。

アウにつきましては、いわゆる林業の分野でございます。アウ a、社会情勢に対応した林業の木材利用に関する研究分野の中で、林業の活力向上に向けた新たな生産技術という重点課題につきましては、間伐促進のための支援ツールとして、施業方法別に間伐から主伐までを見通した総合的な収支予測システム、これを我々はフォーカスと呼んでおりますけれども、これが開発されまして、今後現場で活用できるというところまで持っていきました。

アウ b、消費動向に応じたスギ材の林産物の高度利用技術という重点課題では、地域材の需要拡大という視点から、幅はぎラミナですとか台形ラミナ等の新しい集成材の製造技術というものを開発しまして、その強度等の評価を行うことができました。

イにつきましては、森林生物の機能と森林生態系の動態解明に向けた基礎研究という区分をしています。イアとして新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明という研究分野のうち、イア a につきましては、森林生物の生命現象の解明という重点課題でありまして、特に樹木の生命現象の解明のため、発現遺伝子等々の収集とその機能解析では、ポプラの花成制御ですとか、スギやイラモミの遺伝的な分化を解明するというさまざまな解明を行いました。

次のページ、イア b、木質系資源の機能及び特性の解明という重点課題では、樹木精油によるマウスの自律神経系の調節作用というものを民間の会社と共同研究いたしまして、人に対する健康増進素材としての利用に展開可能な知見を得ることができました。

イイにつきましては、森林生態系の構造と機能の解明という研究分野で、イイ a、物質動態の解明という重点課題であります。物質動態、水や窒素や炭素蓄積等々のプロセスの解明につながるような新たな知見を得ましたが、特にこの分野におきましては、バイカル湖の花粉分析によって植生変遷を明らかにしたり、それから森林生態系における鉛の循環ですとか、樹木細根等々のこの 3 件につきましてプレスリリースを行いまして、基礎研究としては、広く成果を社会に還元したという点で、極めて「s」に近いだろうという判断を私どもがしましたが、学術上のブレークスルーとして、基礎研究の「s」はなかなかつらいところかなという意見もありまして、今回は、「a」評価にとどめた次第でございます。

イイ b につきましては、生態系における生物群集の動態という重点課題で、当初、生態系

における希少鳥類、カラスバトとアカヒゲという2種類をモデルとしまして、保全地域の設定に関する提案としてどういう島嶼を保護するべきか、その関連性を明らかにするというような重要な成果を上げたところでございます。

(2)、研究の基盤となる情報の収集と整備につきましては、モニタリング調査等々を行ってまいりましたが、今年については新たに森林生物遺伝子データベース、ForestGEN、ほかの動態データベースをデータベース化して、公表をいたしたということであります。

きのご類等の遺伝資源の収集につきましては、平成19年度、176点を収集保存しまして、このうち111点を独立行政法人生物資源研究所に委託保存して、利用に供しているということでございます。

研究の推進については以上です。

○田野岡理事（森林総合研究所） 育種担当の田野岡でございます。引き続き6ページをお願いいたします。

2の林木育種事業の推進でございます。

(1) 林木の新品種の開発ということで、これにつきましては、「s」評定をさせていただいております。

これは、数値目標がございまして、目標55品種に対しまして、80品種できたということと、それと現在社会的問題になっております花粉症対策につきまして、花粉の少ないスギ品種を東北育種基本区において10品種開発しまして、これで累計131品種となりました。

したがいまして、育種基本区において採種園の構成に必要な品種数の確保ができたということでございます。それから、無花粉スギも1品種開発しております。

また、花粉の少ないヒノキにつきましても、将来的に必要なだろうということで、今年、39品種を開発しまして、累計55品種となるということで、育種基本区において採種園の構成に必要な品種数、これも揃ったということでございます。

(2) でございますが、林木遺伝資源の収集・保存、これも数値目標がございまして、目標数おおむね1,200点に対しまして1,235点を収集したということで、計画を達成しております。

(3) 種苗の生産及び配布についてですが、25の都道府県から配布要請がございまして、約7,200本の苗木や穂木を配布してございます。配布時期、内容とも要望どおりに配布できたということでございます。

(4) 林木の新品種の開発に附帯する調査及び研究につきましては、これはここに書いて

ございますように、スギの雄花の着花性の遺伝率が高いということが明らかになりまして、花粉の少ない品種から花粉症対策上有効な種子を得られるということが明らかにできたということでございます。

その他、海外協力の部分のアカシア・ハイブリッドの人工交配につきまして、温湯処理などを使った除雄の技術を組み合わせるといった技術の蓄積も図ってございます。

(5) 森林バイオ分野における連携の推進につきましては、これにつきましても雄花で特異的に発現する遺伝子を単離できたという成果が上がってございます。

以上、林木育種事業の推進を説明させていただきました。

○亀井森林総合研究所理事 それでは、続きまして、7ページ、行政機関等との連携でございまして、京都議定書報告に必要な土壌炭素に関しまして、土壌インベントリ事業管理システムを構築しております。

また、今回の岩手・宮城の地震とも関連しますけれども、これらの現地調査に参加し、山地災害について関係機関からの派遣要請に応じて、参加をしております。

次に、4の成果の公表及び普及の促進でございまして、研究開発のロードマップを公表し、研究所の今後の具体的な方向を示してございます。

また、新たな広報活動方針を策定しまして、メールマガジンの活用による情報の提供、それ以外にも新たな広報誌を発刊する準備を進めまして、実物はお手元に参考資料として配布してございます。

こういった広報活動の充実ということで、指標シートレベルでは、新しい方向を示したということで、指標の自己評価では、「s」評価としております。

次に、成果の公表でございまして、原著論文につきましては、1人当たり1.1報となっております。

学会シンポジウム等での発表は1,259件、またカンボジア森林局と共催しましたIUFROにおける研究発表成果を刊行してございます。

また、育種分野につきましても、育種新品種の普及を特集した広報誌の配布を行ってございます。

成果の利活用の促進につきましては、今日的課題であります中国木材市場の動き、また林木育種事業50周年など、関係者の関心の高いワークショップの開催等を行ってございます。

次に、8ページをご覧ください。

左上でございまして、研究成果に関してでございます。IPCCの第4次報告書へ

の森林総合研究所の参画など、これまでの活動によりまして、ノーベル平和賞を受賞しましたIPCCから受賞への貢献に対する感謝状がOBを含めて5名の職員に届いております。

また、合板に関しまして、業界のこれまでの発展に寄与したとして、関係団体から研究所が感謝状をいただくなどしております。

これらにつきましては、大変世に認められているということで、この点につきましても、指標の自己評価におきましては、「s」相当としてございます。

次に、知的所有権でございますけれども、特許につきましては、国内9件出願をしております。

次に、5の専門分野を活かしたその他の社会貢献でございますけれども、(1)の分析、(2)の講習、(3)の標本の生産及び配布につきましては記載のとおり実績を積み上げてございます。

8ページが一番下、(4)国際機関、学会等への協力でございますけれども、国際機関等へは100名ほどの職員を専門家として派遣してございます。

また、海外機関とは66件のプロジェクトを進めてございます。

フィンランドの研究所とはMOUを締結するなど、積極的な活動を展開してございます。

次に、大項目の第3の財務内容の改善に関する事項でございます。

経費の節減でございますけれども、これにつきましてはここに記載してございますような節減につながるきめの細かい取り組みを今年度も引き続き行ってございます。

2の受託収入等でございますけれども、外部資金につきましては、件数、金額とも昨年度を上回ってございます。

次の10ページに自己収入の内訳の推移も書いてございますけれども、自己収入につきましては、前年並みの水準を維持したということでございます。

次に、3の法人運営における資金の配分状況でございますけれども、資金の配分につきましては、研究にかかわる業務費を重点に配分しております。

利益剰余金のうち目的積立金につきましては、前年度を上回ることができませんでしたので、計上してございません。

次に、人件費でございますけれども、人員数につきましては、前年度に比べまして、減としたわけでございますけれども、国の給与構造改革を踏まえました人事院勧告に準拠した改定等を行ったため、総額としては2千万円余の増となりました。給与改定分を除きました17年度に対する削減比では1.5%の減となっております。

給与水準につきましては、一般職は国との比較においてラスパイレス97.6、研究職は100ちょうどと適切な水準となっております。

次に、関連公益法人につきましては、19年度につきましては、林木育種協会が該当いたしますけれども、随意契約の限度額を昨年10月に国の基準に準じて見直してございます。これまで随契で行っていたものにつきましても今後の見直しを踏まえて、競争契約、または企画競争へ移行してございます。

次に、大項目の第6でございます。

施設及び設備に関する計画につきましては、中期計画に基づき計画的に行ってございます。

2の人事に関する計画でございますけれども、人員計画につきましては、19年度中に24人を減じてございます。

また、人材の確保につきましては、任期付任用を中期計画で森林総合研究所研究分野の目標としてございましたので、今年4月の採用準備を進めました。

また、育種部門につきましても新規採用1名の採用準備を行ったところでございます。

3の環境対策・安全管理の推進につきましては、環境対策につきましては、24年度までの温室効果ガス削減目標を定めました森林総合研究所の計画を新たに策定してございます。

4の情報の公開と保護につきましては、これまでと同様、個人情報保護等について職員への周知徹底を行ってございます。

以上が、自己評価の概要のご説明でございます。

次に、財務諸表のご説明を申し上げます。

○松本森林総合研究所総務部長 総務部長の松本ですが、財務諸表の説明をさせていただきます。

資料といたしましては、今ほど説明いたしました概要説明版の後に、財務諸表説明資料という薄い資料があります。それと資料1－2の平成19年度財務諸表等この2つをご用意ください。

それでは、財務諸表説明資料を中心に説明させていただきます。

なお、通則法第39条に基づき、会計監査人による監査を終了していることをご報告いたします。

まず、説明資料の1ページをお開きください。

上のほうに貸借対照表比較表がございます。貸借対照表は業務を行うために必要な資金等をどのように調達して、それがどのような資産となっているのかを当該年度末の状態であら

わしたものです。

貸借対照表は大きく3つの部分に分かれています。

表の下から順に説明させていただきますが、まず純資産の部、これは独立行政法人設立時に国から引き継いだ土地施設等に当たる資本金、その後の施設等の取得や減価償却によって生じた資本金の増減を表す資本剰余金及び独法設立後の業務活動によって生じた利益又は損失の累計をあらわす利益剰余金からなっております。平たく言えば、純資産とは、独法の財産的基礎を構成する資産である土地、施設等の平成19年度末の価値であり、それが449億4,771万6千円となっていることを示しております。

なお、資本金が前年度より2億8,682万2千円増加しているのは、林木育種センター統合時に同センターが有する林木等の資産価値を再評価したことによる資産の増であり、また資本剰余金が△48億5,695万3千円とマイナスになっているのは、独法設立後、新たに取得した施設の価値よりも減価償却により減少している施設の価値が大きいことを示しております。

また、利益剰余金の内訳で示している前中期目標期間繰越積立金が前年度より6,252万7千円減少していますが、これは委託費で取得した資産の減価償却相当額を取り崩したことによるものです。

次に、表の中ほどの負債の部、これは平成19年度から20年度に引き継いだ長期、短期の債務ですが、26億6,990万3千円あることを示しています。

短期の債務である流動負債は12億4,140万6千円あります。その主なものは、運営費交付金の未執行額であり、平成20年度に繰り越す運営費交付金債務の6,215万7千円と未払金の10億1,029万4千円です。未払金については、平成20年度に繰り越して支払う施設費と平成19年度末退職者の退職金が主なものです。平成19年度は、研究棟の耐震改修工事の支払いが年度を越したことにより、前年度より1億4,586万1千円増加しております。

長期の債務である固定負債は、独法設立時に国から無償譲渡されたり、その後、運営費交付金等により購入した機械、器具等にかかる債務である14億2,849万7千円となっております。

以上、純資産と負債を合わせた負債純資産合計は、476億1,761万9千円となっております。こうした資金、資産がどのように使われているのかを示したのが、一番上の資産の部です。当然、資産合計と負債純資産合計の額は一致します。

資産の大部分は、土地、建物等の固定資産ですが、そのほかに手持ちの現金預金や未収入金等の流動資産が12億9,803万9千円あります。なお、流動資産が前年度より1億8,545万9千円増加しておりますが、負債の部で説明いたしました未払金の増加による現金及び預金の持

越額の増加等が主なものとなっております。

固定資産は、前年度に比べ、1億6,439万6千円減少しておりますが、これは減価償却が主な要因となっております。また、平成19年度は林野庁からの委託費により取得した物品について、返還を要することとなったことから、除却処理を行っており、これも減少の要因となっております。

次に下の表です。損益計算書比較表について説明させていただきます。

経常費用についてですが、前年度と比べまして、研究業務費の人件費が3億7,816万9千円増加し、一般管理費の人件費が2億7,045万円減少しております。これは、森林総研本所の人件費の構成に合わせて、林木育種センターの人件費の組替えを行ったことによるものです。

研究業務費と一般管理費を合わせた人件費全体としては、約1億円増加しております。これは人員の削減による人件費の抑制に努めたにもかかわらず、人事院勧告に準じて、給与改定等を実施したことから、給与の平均単価が高くなったこと及び定年退職者、勸奨退職者等の割合が高まったことから退職手当が多くなったことによるものです。

経常費用全体としては、その他の経費の削減に努めましたが、人件費の増加により、前年度より5,797万5千円増加し、総額で122億2,819万3千円となっております。

次に、経常収益についてですが、前年度より6,010万2千円増加して、総額で122億7,250万7千円となっております。独法の損益計算上、運営費交付金にかかる費用と同額を収益に計上いたしますので、運営費交付金にかかる費用増加がそのまま収益の増加となってあらわれます。

なお、受託収益の中で、これまで政府から直接受託していた受託研究の一部を他の独法を通して受託することとなったため、政府等受託研究収入が前年より約3億減少し、政府等以外受託研究収入が約3億増加しております。

経常利益につきましては、4,431万4千円発生しております。運営費交付金にかかる業務については、業務に伴って発生した費用と同額を運営費交付金債務から収益に振り替えているので、利益も損失も発生しません。経常利益が発生した主な原因は、委託費により取得した資産についての財務処理上の費用と収益の発生時点のタイムラグによるものです。

臨時損失は、6,510万6千円計上しております。これは、林野庁からの委託費により取得した物品について返還を要することとなったため、平成18年度までに取得したものについて除却処理を行ったためです。

以上により経常利益から臨時損失を控除しまして、当期純損失が2,079万1千円発生しておりますが、当期純損失と前中期目標期間繰越積立金取崩額6,807万5千円等を合わせた4,728万

4千円が、当期総利益として発生しております。

次のページをお開きください。

キャッシュフロー計算書の要点をご説明いたします。

資金期首残高 5 億9,798万8千円と林木育種センターとの統合による資金増加額 3 億671万6千円を合わせた 9 億470万4千円、これは前年度の資金期末残高と同額になりますが、これが平成19年度期首における手持ちの現金及び預金でした。

キャッシュフロー計算書は業務によるキャッシュフロー、投資活動によるキャッシュフロー及び財務活動によるキャッシュフローに分けて当該年度の収入及び支出を整理しておりますが、業務活動、投資活動、財務活動、すべて合わせた平成19年度 1 年間の総収入は、130億1,356万8千円。総支出は、128億9,792万7千円あり、平成19年度における資金の増減については、その差額、1 億1,564万1千円の増加となっております。

このため、資金期末残高は、10億2,034万5千円となっております。

なお、資金増加の主な要因は、貸借対照表の負債の部で説明しました未払金等の増加です。

次に、行政サービス実施コスト計算書比較表についてご説明をいたします。

研究業務費、一般管理費などの損益計算上の業務費用に、損益計算には計上されない減価償却等相当額、引当外退職給付増加見込額、並びに政府出資等の機会費用を合わせた当期の研究所の総コストは146億250万円です。これから、当期の自己収入19億2,828万9千円を控除した126億7,421万1千円が当期の行政サービスの実施コストとなっております。

次に、利益処分に関する書類の案について説明いたします。財務諸表等の資料 1 - 2 の 6 ページをお開きください。

損益計算書による当該期利益は、4,728万4千円となっておりますが、目的積立金は計上せず、すべて積立金に計上する予定です。

次に、注記事項等に移らせていただきます。

この財務諸表の 1 枚めくりまして 8 ページをお開きください。

中段以降の固定資産の減損関係についてですが、法人自らが使用しないという決定を行ったため、当年度において 4 件の減損処理を行っております。

なお、これらの資産についてはすべて除却処理を行っております。

9 ページですが、緑資源機構の解散に伴う事業の承継を重要な後発事象として記載しております。また、林木育種センターとの統合により、追加情報として承継内訳を記載しております。

財務諸表の13ページをお開きください。セグメント情報についてですが、林木育種センターとの統合により新たな事業区分として、「林木育種」を追加しております。

それから、財務諸表の15、16ページですが、先ほど亀井理事のほうから説明いたしました社団法人林木育種協会の情報を載せております。

最後に、決算報告書について説明いたします。説明資料の3ページをお開きください。平成19年の決算について、収入が128億8,400万円、支出は128億1,400万円となっております。収支差の7千万円については、運営費交付金債務が収入には計上されていますが、支払いがまだ行われておらず、支出としては計上されていないこと及び自己収入にかかる収入が自己収入にかかる支出を上回っていることによるものです。

なお、決算ベースでの前年度との比較については、右側の決算比較額をご覧ください。収入、支出とも合計額では前年度を下回っています。なお、人件費が前年度より増えているのは損益計算書でも説明いたしましたが、給与改定と退職金によるものです。

以上で財務諸表についての説明を終わらせていただきます。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました森林総合研究所の自己評価結果及び財務諸表等についてどなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

○箕浦専門委員 経費の抑制というところで、トータルで2.9%の経費の抑制がございましたとご説明ございましたけれども、その中で、それぞれ評価単位自己評価シートを見ますと、林木育種センター、それから森林総研、それぞれで別枠の予算が組み立てられておまして、その中で、トータル費用として、削減額が出ているかと思うんですけれども、この中で、ご説明が、林木育種センターのサーバーを主に削減しましたというようなことで、一般管理1%の削減というようなことだったんですが、森林総研の場合、主にこんなことを削減しましたというような具体的なものがもしございましたら、ご説明願えたらよりわかりやすいかなと思ったんですけれども。

○亀井森林総合研究所理事 評価単位用の1ページに18年度のところで林木育種センターの数字を表示してございますけれども、18年度は育種センターが単独で組織として存在しておりましたので、便宜上、ここに挙げさせていただいております。19年度についてはプールして会計処理を行っておりますので、育種センター単独でどれだけとか、森林総研単独でどれだけということではございませんけれども、中身につきましては、先ほども概要のところでも一部ご説明を申し上げた9ページのところの経費節減にかかる取り組み、概要説明版の9

ページです。経費節減にかかる取り組みに、それぞれの事項を掲げておりますけれども、細かい積上げ等をいたしてございます。

○岡田委員 質問と意見が混じるんですが、ちょっと言いたいことがあったものですから、2つぐらいのことをちょっとお話ししたり、質問です。

1つは、国民の目といいますか、大きな視点で見ますと、約120億のお金を770名の方が使って、そして研究独法ということで、国民の目は見えています。

そこで、例えば2050年のロードマップ、これを見せていただくと、すべてが2050年にならないとあるところにフォーカスをしていかないという、これで本当に120億の金を770名がずっとつかって、研究独法で、そしてすべてが2050年にならないと、ある結実をしないんだという、こういう作り方で、これは所内では議論がなかったのかなというのと、このロードマップで本当にいいんだろうかという、これについてはいかがなものかというのが1つです。

それから、もう1つは、120億ないしは130億近くなんですが、大体100億を越えるお金が運営費交付金ですよ。それ以外のところは外部資金で努力をしてきていると。年々この外部資金の率が大きくなってきました。研究独法で、国民として期待しているミッションがあるわけです。

それをやはり外部からお金を取ってきなさいと、研究員個々の資質としてそういう力量が蓄積されてくるというのは、これは当たり前だと思うんですが、そのことが外部資金を取ってくる、外部のある目的化された資金を取ることと、本来ミッションとして持っていることのいわばお金の段階と研究という、個人の資質の中で、上手な整合が本当にとれていくんだらうか。この先も上手に外部資金、外部資金で、これでいいのかということのある整理といえますか、意見交換というのは所内ではないのかなと、このあたりなんですけれども。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

1点は、ロードマップとそれから現状の事業というか研究状況との関係でしょうか。2番目は外部資金とそれからミッションとの関係、こういうことだと思いますが、お願いいたします。

○鈴木森林総合研究所理事長 詳細は後ほど文書でお答えします。概略について簡単にコメントだけさせていただきます。

1つは、ロードマップですけれども、これは日本の森林に関する状況がどうであるかということについて、これを2050年をターゲットに見立てて、どうであるかというのを描いているのが、ロードマップ2050です。したがって、研究所がそこにどういうふうにコミットする

かというのは、また別のそれぞれの戦略になろうかと思えます。

それから、2点目、外部資金とミッションですが、もともとミッションでいろいろな研究を立てていますので、そこにすりあう外部資金があったときには積極的に応募するというのがスタンスです。したがって、外部資金をとるために研究をするわけではない。つまりミッションにあった形で外部資金をとってくるというスタンスでやっておりますということで、ご理解いただけますでしょうか。

○太田分科会長 よろしゅうございますか。

理解されていると思いますが、それが現状どうかというのをもう少し、ご説明のほうは後でよろしくお願ひいたします。

○内山委員 私のほうは、財務に関する評価ということでございますので、先週ですか、財務諸表のご説明をいただきました。その後、私のほうで何点かご質問させていただいておりました、それに対する回答もちょうだいしております。

今日は、財務の評価の結論を、ほかの評価委員の先生方もいらっしゃいますので、どういったところに関心を持って質問したかというのをこの席で開陳させていただこうかなと思っております。

まず、今回、評価に当たって、かなり膨大な数値データがございまして、本日、配布されている資料の中で、参考資料3-3とあるんですが、これは何かというと、いわゆる政独委のほうから農林水産省の独法評価委員会あてに出されている平成18年度の農水省所管の独法の業務実績に関する評価結果についての政独委側の意見書でございます。

その中で、やはり何点かこの委員会でも当然踏まえておかなければいけないというポイントがございまして、森林総研に関しましては、参考資料3-3の5ページの一番下のところから実は始まってまして、第1の質問が、平成18年度に当期総利益が約1億円発生して、年度末の利益剰余金が約2.3億円計上されています。一方、評価結果において経費節減にかかわる評定が「a」評定と評価されているが、利益剰余金についての貴委員会、貴委員会というのは、この委員会だと思いますが、利益剰余金についての貴委員会の考え方、理由、根拠等につき、十分な説明がされてなくて、今後の評価に当たっては、利益剰余金の妥当性等業務運営の適切性についての評価の結果について、考え方、理由、根拠等をわかりやすく説明するべきである、というコメントをちょうだいしまして、これと同趣旨のご質問を改めて森林総研側と意見交換させていただいたわけでございます。

独立行政法人の会計のいわゆる基準というのは、ちょっと民間の会計基準とある意味似て

いるようなところもあるし、ある意味、かなり相違しているところもございまして、この問題は独法会計規定の構造的な問題と2つの側面があって、1つは独法の会計規定の構造的な問題と、それから個々の独法の例えば自己収入を増加させる取り組みだとか、経費を削減する取り組みだとか、そういった2つの観点で考えるべき話なのかなと思います。

それで、後者のほうは比較的、今回のただいま説明を受けた中で、それぞれ説明を受けまして、どういうふうな、この1年間、経費削減に取り組んだとか、それから自己収入を増加させるためにどういう取り組みをしたかということについての説明はあるのかなと。

あと独法会計基準の構造的な問題、つまり運営費交付金をもらって、固定資産を買いました。ただ、運営費交付金はすべて収入になるけれども、固定資産を買って、費用になるのが減価償却の部分だけという、そこで利益が出てしまうという、そういうことはなかなか事業報告の中でも説明しづらいのかなということがございますけれども、何らかの形で、そういったことも開陳していったほうがよろしいのかなというのが第1点でございます。

それから、第2点が、これは政独委のほうからなんですけれども、いわゆる総人件費に関する削減目標に関して、削減に向けた取組状況、効果について厳格な評価を行えという指摘、これは先ほどの政独委の資料、参考資料3-3の6ページの2つ目のポツです。それから、3つ目のポツも実は同趣旨というか、人件費に関連するものです。

森林総研の場合、3行目でございますけれども、給与水準が対国家公務員指数で、平成18年度で100.8で、国家公務員の水準を上回っているけれども、「人事に関する計画」の評価をa評定しているのはいかがなものかという、給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである、という指摘もございまして、私も今回改めて分析してみたんですけれども、先ほども説明がありましたけれども、平成18年度の役職員の報酬、給与の平均支給額というのは775万5千円なんですね。これは、18年度です。退職手当が1,974万5千円。

それが平成19年度になりますと、報酬給与の平均単価が788万8千円なんですね。ですから、7755から7888で、1.7%上昇です。

それから、退職手当が同様に1人当たり2,574万7千円ということで、昨年度の1,974万5千円で、600万近い増加がありまして、こういった増加理由がいかがなものかということで、改めて質問をしたわけでございますが、これが結果としますと、まず報酬給与については、先ほども説明がありましたが、国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律及び関係人事院規則改正に準じた給与改定、若年層の俸給月額を引き上げます。地域手当の支給割合を改定するとか。勤勉手当の支給割合を改定するとか。こういった要因によって13万3千円、

1人当たり増加しているということで、特に、ここに森林総研特有の事由というのはないのかなという評価をしております。

それから、退職手当について、1人当たり600万円増加しているんですが、これは基本的に退職者の退職事由と人数差、これが出てきた話なのかなと。結局、定年退職と勸奨退職が増加しているということで判断すべきものと。自己都合が減っているということで、その分、平均単価の低い自己都合退職者が減少して、それ以外の定年退職勸奨対象の割合が増えているということでの計算の話で、特に退職給与水準を変えているとか、そういう問題ではなからうという評価をしております。

それから、第3点目が、先ほどの資料3-3の4つ目のポツなんですけれども、本法人には、平成18年度末現在で、関連公益法人が1法人ありますよと。この関連公益法人との業務委託の妥当性についての評価をどのようにするかということなんです。

これは、財務諸表の15、16ページに関連公益法人等ということで記載がございます。

特に、16ページをお開きいただきたいんですが、これはどういうことかと言うと、関連公益法人であります社団法人林木育種協会の19年度事業収入、1億5,242万4千円あるわけですが、78.3%を森林総研が発注しているわけがございます。

そして、同法人との契約のうち、52.4%が競争性のない随意契約となっているんですね。

私は、まず競争性のない随意契約によっているのはいかなる理由によるものかということでお伺いしたわけですが、森林総研からのご回答は、平成19年度に林木育種協会へ増殖・苗木生産業務等を随契で委託していますが、これらの業務においては、厳密な系統管理やつぎ木、人工交配等の長年の習熟した専門知識・技術が必要なんだということですね。

したがって、経験技術を有するということでの同法人への委託ということでございまして、ただそこで、若干私が気になっておりますのは、16ページの一番上に、一般正味財産増減の部という欄がございます。これは公益法人でございまして、これがいわば損益計算書的な役割を果たす財務諸表になるわけですが、収益といたしましてAで1億5,924万6千円というのがございます。

それで、費用といたしましてBが、1億5,574万8千円で、費用内訳が事業費、これが1億2,261万7,842円とあるんですけれども、結局、この事業費の中身が、よくわからないんですね。ですから、ここの公益法人が実際にこうした業務を遂行しているのか。それとも公益法人からさらに外注に流れているのかという、外注に流れると、また丸投げがどうだ、こうだという話になりますので、実態としてこういった公益法人が存在する理由がどこにあるのか

という議論につながるようなことになると思いますので、この辺は再度確認をさせていただきたいということでございます。

それから、発注高に関しましても、平成18年度は1億662万円で、19年度が1億1,948万2千円で、12%増加しているんですけども、これは一部業務について、昨年は半年分の発注、今年度は通年分の発注ということで、それが理由だということで、これは了解いたしております。

それから、もう1つございまして、同じ財務諸表で、これは平成19年度の事業報告書のほうで、13ページでございます。

13ページに先ほども説明がございましたが、損益計算書の説明のときに、また改めて私のほうで、ご説明申し上げますが、結局、前中期目標期間終了年度との関係で、業務経費が増加して、一般管理費が減っている理由を旧林木育種センターの土地建物借料経費を一般管理費から業務費に組み替えたためと、これは注3で記載しています。

一般管理費が少なくなっているような結果になっていますので、そもそも組み替えた理由は何かという質問をさせていただきまして、それに対するご回答が、土地建物借料経費については、前中期目標期間は全額を一般管理費で支出していたと。

しかしながら、林木育種センターの実際の土地建物の使用実態は、育種素材等を保存する保存園、種苗を生産する苗畑などの建物敷地以外の土地と倉庫、機械庫などの借上げ建物について、業務で使用し、事務所等の建物については、共通的に使用している。したがって、その使用実態に合わせて、事務所等の建物の借料は一般管理費、それ以外の土地や借上げ倉庫等の借料は業務費に組み替えたという説明を受けていますので、これについては実態に合わせた当然の組替えを行ったものだなという評価を行っております。

大体、以上が私のほうで、気がついた点でございます。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

ご指摘とそれからご意見でございます。あとで決定がございますので、委員の先生方、参考にしていただきたいと思います。

何か簡単にご説明か、時間あまりありませんけれども、何かございますか。

○亀井森林総合研究所理事 事業費についてはまた後ほどご説明させていただきます。

あと実は、林木育種協会が関連公益法人ということになってはいますが、それとは別に昨年度、私どもの林業科学技術振興所が該当しておりました。これにつきましては、自己評価シートの104ページに記載させていただいておりますけれども、私どもといわゆる林業科

学技術振興所との取引が、会計基準に定める率未満になりましたので、関連公益法人からはずれたということを申し添えておきたいと思っております。以上です。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、まだあるかと思っておりますけれども、時間もございますので、一応説明のほうを先に進ませたいと思います。

続きまして、緑資源機構の自己評価結果及び財務諸表等についてです。

緑資源機構につきましては、平成19年度の事業の実績に関する評価に加え、中期目標終了時の事業の実績に関する評価を行うことになるわけですが、19年度の業績は、中期目標期間、5年間の業績と重複する点が多いことから、林野分科会としては、中期目標期間の業務運営状況を中心に説明していただき、審議をすることにしたいと思っておりますが、それによろしくございましょうか。

(「はい」の声あり)

○太田分科会長 それでは、そのように進めさせていただきます。ご説明のほう、どうぞよろしくお願いたします。

○町田森林総合研究所理事（森林農地整備センター所長） 森林農地整備センターの町田でございます。

本年4月1日付を持ちまして、ご案内のとおり緑資源機構は解散をいたしまして、森林総合研究所に承継された水源林造成事業等の国内事業を担当する組織として、森林農地整備センターが発足いたしました。

それに伴いまして、私ども、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。昨年というか一昨年、あのような事件がございまして、平成19年度におきましては、旧緑資源機構の元役員が有罪判決を受けるなど、極めて遺憾な事態に至ったわけでございます。

もちろん、このことによりまして国民の皆様の信頼を損なうだけではなく、林野分科会の皆様におきましても多大なご迷惑、ご心配をおかけしたことを本当に申し訳なく改めてお詫び申し上げます。

機構といたしましては、二度とこうした事件が起こらないように、ご案内のとおり指名競争入札から、一般競争入札、そして入札監視委員会を強化したりとあらゆる面での入札制度の改革に取り組んでまいりました。

あわせてコンプライアンスマニュアルをつくったり、倫理規定をさらに厳しくする等々を含めまして、コンプライアンスを推進し、例えばその一環として「緑の行動規範」と

というようなものも制定し、実践することで定着を図るなど、言ってみれば事件の背景となった組織風土の改革に取り組んでまいりました。

このことにつきましては、今年になりまして、森林総合研究所においてコンプライアンス推進委員会ということをつくっていただきまして、またさらに続けていくつもりでございます。

こうした経過の中で発足した森林農地整備センターでございますけれども、平成19年度に招いた事態を厳粛に受け止めまして、一体どのように私ども自己評価したらいいかということも大変悩んだところでございます。

評価基準につきましても、私どもなりにどのように評価すべきかということで、いろいろ悩んだ上でこのこと今回の評価もさせていただきましたけれども、我々の評価は甘いとおっしゃるかもしれませんし、その辺につきましては、委員の方々からもさらに厳正なご審議をお願いしたいと思います。

緑資源機構の国内業務の実績業務評価につきましては、山本理事、国際農林水産業研究センターが承継した海外業務につきましては、同センターの大田領域長、財務諸表等については、和田審議役のほうからご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山本森林総合研究所理事（森林農地整備センター） それでは、独立行政法人緑資源機構の中期目標期間終了時の評価シートを中心にご説明申し上げたいと思っております。

恐縮ですが、資料2-2を中心にご説明申し上げ、必要に応じまして、資料2-1の19年度の評価シートにつきましてご説明申し上げたいと思っております。

資料2-2、独立行政法人緑資源機構資源機構、独立行政法人森林総合研究所承継分というものを開きください。

先ほど、説明申し上げましたように評価すべき評価単位につきましては、目次にございますように、こういう評価がございまして、概括的に申し上げれば、評価すべき評価単位の数は全部で25ございますが、そのうち21の評価単位につきましては、中期目標を達成した

「a」と評定いたしました。残る4つの評価につきましては、入札談合事件と関連がございまして、18年度評価、昨年の評価でもご議論がございましたが、「d」評定としております。

具体的に申し上げますと、第1の2、執行体制の整備、第1の3業務の効率的処理、第2の2、緑資源幹線林道の（3）事業実施コストの縮減、第7の1、人事に関する計画、これ

につきましては「d」ということになってございます。昨年もいろいろご議論ございまして、そのことを受けて行ったつもりでございます。

なお、この4つの評価単位につきましては、平成19年度の評価におきましても「d」ということに評定しております。

なお、若干複雑になって恐縮ではございますが、平成19年度におきましては、緑資源幹線林道事業が、19年度いっぱい廃止されることとなりましたので、その直接、間接の影響を受けまして、年度当初は計画したものの、途中において実施する必要がなくなってきた業務がございます。

目次の中で、それぞれ評価単位がございまして、この中で、評価単位の第1の2、執行体制の整備、それから評価単位の第1の3、業務の効率的処理、それから第2の2、緑資源幹線林道の(3)の事業実施コストの縮減、それから一番下の第7の人事に関する計画、これにつきまして「d」評定としております。

これにつきましては、昨年もご議論ございましたが、入札談合事件と関連性があることから、18年度評価と同様に「d」評定としております。

なお、これにつきましては、19年度の単年度の評定も「d」としていることを申し添えます。

そのことについて若干ご説明申し上げますと、それ以外のものにつきましては、評価基準につきまして評価をしておりまして、例えば14ページをお開きください。

14ページは、中項目、水源林造成事業の事業の重点化の実施ということでございまして、これにつきましては、中期目標期間中に平成14年度の83%から88%へ増加させることを目標にしておりますが、3の達成状況、この四角のところの表にございますように、終了時は88%にしてございますので、達成割合は107ということでございますので、自己評価は「a」ということとしております。

例えば、次のページをお開きいただきますと、事業の実施手法の高度化のための措置というのがございますが、これにつきましては、17ページの真ん中から下のほうに、中期目標の達成状況というのがございまして、多様な森林整備の着実な推進ということで、いわゆる針広混交林モザイク施業等の多様な森林を造成するというのがございますが、18ページの上のほうにございますように、終了時目標が7%でございまして、それを7.9%実施しておりますので、これについても「a」評定ということをしてございます。

しかしながら、先ほどもご説明申し上げましたように、ちょっと戻っていただきまして恐

縮でございますが、5ページから6ページでございます。

執行体制の整備ということで、それぞれこの中期目標期間中に、それぞれ本部事務所、出先事務所等につきまして、整理合理化をしたり、環境マネジメントシステムというものをやったりしてございますが、そういう意味では、7ページの具体的指標、真ん中あたりに、ア、イ、ウとございますように、それぞれ自己評定というのは、それぞれのことをやってございますが、しかしながら、この談合事件ということを引き起こしたことについては、未然に防止する執行体制が不十分だったというふうに判断いたしましたので、6ページでございますように、自己評価は「d」評定ということでございます。

先ほど、町田所長からもお話がございましたように、私ども、これについて内部でもいろいろ悩みながらこの評価基準に従いまして、どう評価するかということを議論しながらやったわけでございます。

資料2-1、19年度の評価単位自己評価シート独立行政法人緑資源機構独立行政法人森林総合研究所承継分、これにつきましては、例えば、34ページ、35ページでございますが、19年度の事業の重点化ということでございまして、緑資源幹線林道につきまして、35ページでございますように、幹線林道は事業が廃止されることになりましたので、建設予定期間の実施計画変更の手続きについては、そういう意味では必要がございません。不要でございました。

しかしながら、この不要になった理由がこの入札談合事件で事業が廃止になったわけでございますので、そういう意味では、真ん中あたりにございますように、具体的指標の中の自己評定は、「c」評定ということにしております。

しかしながら、全体の自己評価につきましては、ウエイトがございまして、「a」評定と「c」評定の結果、35ページの上のほうにございます評価単位での自己評価については「b」評定というのがございまして、こういうものもあるということをご紹介させていただきたいと思っております。

以上、時間的な制約から大変荒っぽい説明で恐縮ではございますが、それぞれ中期目標期間中の自己評価についてご説明申し上げます。

○大田国際農林水産業研究センター領域長 国際農林水産業研究センターの大田と申します。

緑資源機構が実施しておりました海外農業開発事業につきましては、廃止法に基づきまして、4月より国際農林水産業研究センターに承継されたわけでございます。

先ほど、分科会長からもご説明のありましたとおり、中期目標期間内の業務運営状況等を

中心に説明ということでございますので、資料はお手元の2-2ですけれども、題目は中期目標期間終了時の評価単位自己評価シートで、独立行政法人緑資源機構（独立行政法人国際農林水産業研究センター承継分）というものでございます。

ページは全体で7ページ、表紙を入れて9ページでございますので、そんなに厚い資料ではございません。

1ページめくっていただきまして、目次のところでございますが、承継の海外業務につきましては、真ん中よりやや下の中項目5、海外農業開発事業というところに、評価単位として2つ挙がっております。

1が、事業の重点化の実施。それから、2番目が事業の実施手法の高度化のための措置、この2つが評価単位でございます。

1ページめくっていただけますでしょうか。まず、最初に事業の重点化の実施ということでございますが、これは具体的に申しますと1番目の中期計画のところにも書いておりますけれども、砂漠化、土壌侵食、地球規模の環境問題に取り組む農業農村開発事業、それからそれぞれ現地にあります技術を適切に改良しまして、参加型の手法と一体となっていく農業農村開発事業、この2つに重点化して事業を実施しようということでございます。

目標期間の達成状況は、2.アとイに書かれておりますが、アのところでは、砂漠化と地球環境問題への取り組みでございます。この間、(ア)から(ス)までの13件の調査業務等を実施しました。

このうち、(ア)から(キ)につきましては、この期間に終了しております。それぞれ成果を上げておりますが、時間の関係上、幾つか挙げますと、(ア)のボリビアで行っている事業につきましては、土壌保全対策の技術指針をまとめまして、これがボリビア国の農牧省の正式な技術マニュアルとして採用されますとともに、その後のJICAの技術協力プロジェクトにおいても活用されております。

それから、また世界水土保全学会からも技術賞等の受賞を受けているということです。

それから、右のページでございますが、(カ)のマリ国の事業ですが、これは砂漠化防止に対する事業でございます。

幾つかの村落、47村落ですけれども、ここでの小規模の総合対策事業、これを実施いたしまして、これらについての定着が図られているということで、これにつきましては2005年度の国連砂漠化対処条約締約国会議におきまして、優良事例の1つとして選ばれておりますとともに、このことについては、外務省の『ODA白書』の中でも記載されているということ

でございます。

さらに、このマリのプロジェクトにつきましては、マリ国の自国の予算で、今年、来年と
いうことで2年間にわたってこの事業を行うというふうに発展してきているということでご
ざいます。

それから、真ん中、中ほどに書いてあります現在進行中の事業ですが、これは現在6件の
事業について進捗しておりますが、それぞれ順調に推移をしております。

資料、戻って恐縮でございますけれども、資料2-1、19年度評価単位自己評価シート
(資料集) というのがございます。独立行政法人緑資源機構(国際農林水産業研究センター
承継分) という資料が、今ほどの資料の前にあるのかと思います。資料2-1でございます。

この中の9ページをお開きいただきますと、この(サ)に当たる資源利活用型地球温暖化
防止対策検討調査、パラグアイとベトナムで実施しているものでございますが、横書きの読
売新聞の記事でございます。

現在、CDM、クリーン開発メカニズム、これを取り入れた農村開発事業ということで、
ここでは植林を農村開発の中に取り組みむということで、国連の承認に向けて現在進んでいる
という記事が紹介されております。

昨日の東京新聞にも同じような記事が出ておったかと思いますが、このような成果も
上げているというところでございます。

それから、前の資料に戻っていただきまして、2ページ目のイの事業につきましては、現
地の実情に即して適切に改良された技術と参加型手法、参加型と申しますのは、農民、受益
者等の参加型の手法をもって一体となって行う農業農村事業ということでございます。

これらは海外の村づくりということで一般的になりつつありますけれども、現在は、アフ
ガニスタン、あるいはスリランカ、東ティモール、これらの農村復興などの業務も実施しお
ります。

3ページ目に移っていただきまして、その中でも、アフガニスタンにつきましては昨年度
の韓国のミッションの方々が拉致されるという事件がございまして、全土的に現在は、入れ
ないというような状況になっておりますので、中断せざるを得ないという状況に至っており
ます。

それで、真ん中より下でございますが、自己評価、先ほど説明しましたように、各事業と
も、それぞれ成果を上げつつ進んでいるということでございます。

それから、特に、マリにつきましては、自助努力の点では見るべきものがあるということ

で、マリについては「a+」ということをつけております。そうしまして、達成目標100%ということで、「a」ということで、自己評価をあげさせていただいております。

次に、事業実施手法の高度化のための措置ということで、6ページ目でございますけれども、これにつきましては、中期目標期間中に、外部委員における事後評価を5回以上受ける、また実施の調査についてもアンケート調査を実施するというので、それぞれ実施してまいりました。

事後評価と申しますのは、2.の中期目標にありますように、事業の事後ということで評価を行うというシステムで実施しておりました。8回、8件の事業について実施しております。これは当初の目的の5回を上回るものでございます。

それから、2.のイ、相手国実施期間、これは期間の字が間違っておりまして、組織の機関でございますが、それに対するアンケート調査の実施という点につきましては、相手国政府に限らず関係する大学研究機関と5年間で10カ国440名の方から、アンケートを実施しております。

このほか、さらに業務の高度化に対する対応ということでは、世界銀行等から外部の受託業務を受けています。

それから、情報発信という面では、平成18年度に砂漠化に対する国際シンポジウムに参画するとともに、昨年度におきましては、TICADIVということが今年ございましたので、それに向けて緑資源機構の主催のもと、FAO、それからJICA、それから外務省、農林水産省の応援のもとに、このようなシンポジウム、フォーラムを実施しまして、情報発信を行ったということでございます。

7ページをご覧くださいませでしょうか。

この2番目の評価につきましても、今、申しましたような成果を上げているというようなことで、評価としては「a」ということでさせていただいているということでございます。

以上、時間の制約がございまして、各業務の内容については省略させていただきましたが、添付しております資料の中で見ていただければということで、ご了解いただきたいと思っております。

国際農林水産業センターには4月にこの業務を承継ということで、いろいろな機関に大変なご支援等を賜りまして、現在ようやく承継業務をスタートしたということでございます。今後とも成果を上げていきたいと思っておりますので、各委員の皆様方のご指導、ご鞭撻を願いたいと思っております。以上でございます。

○和田森林総合研究所総括審議役（森林農地整備センター） 総括審議役の和田と申します。

続きまして、財務諸表等についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております資料でございますけれども、資料2-3、平成19年度財務諸表等、独立行政法人緑資源機構というのがございます。それに基づきまして、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

財務諸表につきましては、法人全体の財務諸表並びに機構法の29条の規定によりまして、造林勘定及び林道等勘定にそれぞれ区分経理した財務諸表を作成しているところでございます。

この財務諸表につきましては、通則法の規定によりまして、当研究所監事のほか、会計監査人の監査を了しているということをご報告申し上げます。

具体的な説明につきましては、時間の関係もございまして、ただいま見ていただいております資料の後ろのほうでございますが、49ページを開けていただきたいと思います。

ここに財務諸表の説明資料ということで、概要を取りまとめたものをつけさせていただきますので、それに基づきまして説明させていただきます。

まず、1つめくっていただきまして50ページ、造林勘定でございます。

造林勘定の貸借対照表でございますけれども、主なものにつきまして平成18年度との比較でご説明申し上げます。

資産の部でございますが、有形固定資産の水源林というものがございまして、これは18年度を比較しまして、251億1千1百万円増額となっておりますが、これは主に植栽等の事業投資によるものでございます。

次に、真ん中あたりの負債の部でございますけれども、借入金につきましてはすべて財政融資資金借入金でありまして、長期と短期合わせまして100億2千5百万円の減となっております。これは、期中における新たな長期借入金51億円ございましたけれども、その長期借入金よりも償還額のほうが多かったということによるものでございます。

次に緑資源債券でございますけれども、これは31億円増となっておりますけれども、これは期中における債券発行によるものでございます。

また、昨年11月の独立行政法人会計基準の変更によりまして、債券発行差額を計上しております。

退職給付引当金につきましては、対前年度比で大幅に減となっておりますが、これは機構の解散、承継によりまして、厚生年金基金から国家公務員共済組合への移行に伴う厚生年金

基金部分の退職給付引当金を取り崩したこと。また、定年退職者等の増加によりまして、当年度の引当金額に対しまして、退職手当の支給額が上回ったことによるものでございます。

一番下のほうの、純資産の部でございますけれども、政府出資金は136億8千8百万円増となっております。これは、期中における政府出資金の受入額でございます。

また、資本剰余金につきましては、207億4千万円増となっておりますけれども、これは、主に期中における国庫補助金の受入額でございます。

次に、51ページの損益計算書でございますが、費用の部の一般管理費及び財務費用の計47億5千6百万円につきましては、収益の部の資産見返補助金等戻入れ、国庫補助金等収益及び政府補給金収入の合計額に見合うものとなっております。

なお、当期におきましては、当期総利益2億6千4百万円を計上しておりますが、この利益処分につきましては、平成19年度が第1期中期目標期間の最終事業年度ということでございますので、独立行政法人会計基準第94に基づきまして、利益剰余金をすべて積立金として整理することとしております。この結果、年度末の利益剰余金は3億6千9百万円となっております。

それから、平成19年度は先ほど申し上げましたように、中期目標期間の最終年度ということでございますし、機構法を廃止する法律、附則第2条第10項に基づきまして、積立金の処分を行うということになりますけれども、造林勘定につきましては、後ろのほうをめくっていただきたいんですが、89ページ、処分案として、利益剰余金の全額を翌期へ繰り越して、中期計画に定める借入金利息及び債券利息に充てるということによりまして、借入金等の抑制並びに国費の軽減を図るということとしております。

続きまして、52ページに戻っていただきたいと思っております。

52ページから53ページ、林道等勘定でございます。

これにつきましても、主なものについてご説明申し上げます。

まず、貸借対照表でございますけれども、資産の部の林道建設仮勘定につきましては、258億6千4百万円減となっておりますが、これは期中における工事費等、投資額の増額と林道の区間完成に伴う減額との差額によるものでございます。

次に、農用地整備割賦売掛金が122億5千2百万円減となっておりますが、これは、期中における県からの負担金等の受入れによるもの。農用地整備建設仮勘定が180億9千9百万円増となっておりますのは、工事費等投資額によるものでございます。

特定地域整備建設仮勘定につきましては、事業投資のみの増額となっております。

次に、負債の部の真ん中あたりの資産見返補助金等でございますけれども、これにつきましては71億1千4百万円減となっております。

これは、期中における補助金受入額と林道の完成に伴う補助金減少額との差額によるものでございます。

借入金につきましては、造林勘定と同様、すべて財政融資資金借入金でありまして、長期及び短期のものを合わせ、128億4千8百万円減額となっております。

これは、期中における新たな長期借入金42億円よりも、償還額が多かったということによるものでございます。

また、林道整備経理においても、造林勘定と同様、短期で8億円借り入れましたが、年度内に償還を終えているところでございます。

緑資源債券につきましては、22億円増となっておりますが、これは期中における債券発行によるものでございます。

債券発行差額の計上は、造林勘定と同様の理由によるものでございます。

退職給付引当金につきましては、対前年度比で大幅に減額となっておりますが、造林勘定と同様の理由によるものでございます。

次に、53ページの損益計算書でございます。

林道の完成に伴う会計処理につきましては、補助金部分を行政コストに反映させるということから、損益計算書上、費用及び収益のそれぞれに計上をしております。

当期におきましては、臨時利益といたしまして、退職給付引当金取崩益を39億5千5百万円計上したこと等によりまして、当期純利益43億5千5百万円を計上しておりますが、目的積立金を4億2千6百万円取り崩した結果、当期総利益は、47億8千1百万円となっております。

利益処分につきましては、全額積立金として処理することとしております。この結果、年度末の利益剰余金は、94億3千6百万円となっております。

積立金の処分につきましては、これも恐縮ですが、90ページをお開きいただきたいと思います。

90ページの処分案のとおりでございます。中期計画で定めました負担金等の徴収に要する費用として30億3千6百万円。長期借入金、もしくは債券の償還に要する費用として16億3千万円を充てることとしておりまして、その残額の47億6千9百万円につきまして、国庫に納付することとしているところでございます。

財務諸表については以上でございます。

次に、6ページを開けていただきたいと思います。

6ページにキャッシュフロー計算書をつけてございまして、この計算書でございますが、業務活動及び投資活動によるキャッシュフローについては増額、財務活動によるキャッシュフローについては減額となっております、この結果、一番下の行でございますけれども、資金期末残高は173億6千万円となっております。

また、隣の7ページでございますが、これが行政サービス実施コスト計算書でございます。

これは、業務費用、機会費用等を合計しまして、下の行ですけれども、376億8千4百万円となっております。

なお、セグメントの情報につきましては、この資料の18ページから20ページに主な資産の内訳等を整理しておりますので、後でご覧いただければと思います。

最後に、平成19年度の決算報告書についてご説明申し上げます。

57ページを開けていただきたいと思います。

造林勘定の年度計画額につきましては、台風等防災対策の補正予算、69億4千9百万円追加後の予算額となっております。

造林勘定の収入でございますが、業務外収入が2億2千1百万円増額となっておりますが、この主な要因は平成18年度に北海道で起きた大規模な風倒被害木の販売収入の受入れによるものでございます。

また、短期借入金として6億円を計上しておりますが、この借入金は当年度に償還しております、支出におきまして流用等のところに同額を計上しております。

翌年度への繰越額につきましては、大半が補正予算の追加分ということでございます。

林道等勘定で、収入のほうでございますが、国庫補助金収入が50億9千5百万円減額となっております。これは、林道事業の廃止が決定いたしまして、補助金申請額の減額変更を行ったことによるものでございます。

同様の理由によりまして、林道事業分の緑資源債券による資金調達は行っておりません、14億円の減額となりました。

また、短期借入金の8億円につきましては、造林勘定と同様、支出におきまして流用等に償還額が含まれております。

業務収入が、1億1千1百万円増額となっておりますが、この主なものは負担金の繰上償還でございます。

業務外収入につきましては、談合事件にかかわる違約金2億2千800万円が含まれておりま

す。

翌年度への繰越額につきましては、農用地総合整備事業が主なものとなっております。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました緑資源機構の自己評価結果及び財務諸表等について、どなたからでも結構でございますので、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

○古田専門委員 評価単位1の業務運営の効率化による経費の抑制というところで、少しお伺いしたいんですが、これが、「a」評価になっていますけれども、関連する評価単位として、執行体制の整備とか、それから人事に関する計画とか、業務の効率的处理とか、そこはすべて「d」になっているんですね。その中で、これはここにもやはり経費の問題が入っているんですけれども、効率的な事業、実行を通じて事業費を削減するというんですけれども、これは「a」でよろしいのでしょうか。

そして、もう1点、その中で、3ページですけれども、ラスパイレス指数が大幅に低下したから、「s」評価としたとなさっているんですけれども、この参考資料3-3の政独委の指摘によれば、去年の117.7という指数で「a」評定としたことに対して、説明が不十分だという指摘があるんですね。今年、それに対して、5年間をまとめて、「s」評価とする十分な説明になっているのでしょうか。

2点お願いいたします。

○山本森林総合研究所理事（森林農地整備センター） 先ほどもご説明申し上げましたように、それぞれこの自己評定につきまして、個別にしたものと、それから特に先ほどご指摘がありましたような執行体制の整備というものにつきましては、個別の具体的指標との評価とは別に、いわば総合的の評価として昨年もご議論があったこともございまして、評価は「d」としたのは、入札談合事件というものを非常に私どもとしても重く見たということでございます。

それから、先ほどのラスパイレスでございますけれども、最終的には集計中でございますが、2ページにもございますように、19年度は114.1ということでございまして、約4ポイント下がっているわけでございます。

そういうことから言いまして、この期間中における評価からいけば、ここのような評価でいいのではなかろうかということをおもっておりますが、委員会のご評価を仰ぐ次第でございます。

○太田分科会長 ありがとうございます。

古田専門委員、いかがですか。第1の評価単位1に対してはどうかという、そういうご質問ですか。それについては何かコメントは。

○古田専門委員 「a」でいいのかという質問なんです。

○太田分科会長 それについてコメントございますか。

○山本森林総合研究所理事（森林農地整備センター） 誤解しているかもしれませんが、この1ページの経費の節減につきましては、一般管理費等を含めまして、事業費につきましても削減をしておりますので、これにつきましては、私どもとしては、「a」と判断したところでございます。

○古田専門委員 これに関しては、不祥事に関係ないというお考えですか。

○山本森林総合研究所理事（森林農地整備センター） このことについては、そういう意味では私どもは他の項目に比べ関係は薄いのではなかろうかと。

○内山委員 財務に関連することで、何点か質問も含めてのお話になりますが、先ほどの森林総研と同じように、政独委のほうからのコメントが、参考資料3-3の緑資源の場合、14ページですか、大きく3つポツがありまして、14ページから15ページにかけて、それで15ページの2番目のポツは、たまたま質問が出た項目で、これは今どうなっているかなということで私も見てみたんですが、財務諸表の中の附属明細書の16ページですね。ここは給与水準になっていまして、数字が小さいので、なかなか見にくいので、ちょっと分析しますと、これは19年度なんですけれども、平成18年度、去年は報酬給与の1人当たり平均単価が845万6千円なんです。それから、退職手当が平均で2,103万3千円。

19年度は、報酬給与の額、これは今の16ページを割り算すると出てくるんですけれども、報酬給与で平均単価が819万9千円ですから、30万円くらい下がっているのかな。それから、退職手当が平均単価1,922万2千円です。

ですから、退職手当のほうも100万、200万円弱下がっているということで、職員の平均年齢というのは去年より0.5歳上がっているんですけれども、報酬支給額と退職給与と両方下がっているということで、これが結局、今機構のほうの説明の給与構造改革の着実な推進の実質的な昇給抑制だとか、それから団塊世代の退職等の俸給水準の引下げだとか、俸給の特別調整、そういったことが起因しているということで、私は考えております。

5年ちょっとスパンで見てないんですけれども、対前年比の考えでは、そういうことなのかなということでございます。

それから、先ほどの参考資料3-3に戻ると、政独委のほうの1つ目のポツが結局先ほどの森林総研と同様ですけれども、利益剰余金についての委員会の考え方とか、理由根拠の説明、いかにあるべきかということなんですけれども、こちらも緑資源機構が行っている事業のやはり構造問題があって、その構造問題をどういうふうに会計的に表現するかという話になってしまうので、結局、造林勘定、大きなところで、収入と費用を合い償うような収支構造になっていて、林道勘定が例の負担金の金利収入分とそれから債務の償還にかかわる金利支払いということで、利子の差額分が益になったり、今は益の状態なんですけれども、そういったことで出てくる。

ただ、その辺がやはりどうもこの財務諸表では表現し切れてないですよ。だから、そのところをもう少し書かれたほうがよろしいのかなというところでございます。

それから、あと政独委のほうの3つ目のポツが例の談合に関連する問題でございまして、前回か前々回だったか忘れたんですが、私はこの席で、1度質問させていただいたことがあったんですが、今回のこういった問題が起きたことによって、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律の適用を受けて、緑資源機構が国から補助金の返還を求められる可能性は本当はないんですかと。補助金の執行としてよかったかどうかということがまさに問われているわけであって、補助金返還の可能性がないのかということを確認させていただきたいということでございます。現時点では、そういった要請は来てないということなんですけれどもね。

これが出ますと、今度、森林総研のほうに引き継ぐときの簿外債務的な話にもなりかねないことでございまして、これは森林総研の資産債務評価をどういうふうに行うかということにも関連してくる問題かなということでございます。

これが第1点でございます。

それから、もう1つ質問させていただいておりますのは、資料2-3、平成19年度財務諸表等の独立行政法人緑資源機構の3ページに、貸借対照表というのがございまして、その中で、貸借対照表の資産の部のⅡの固定資産の1番に有形固定資産というのがございまして、有形固定資産の1番上の行が水源林となっているんですが、この水源林というのは、今、9,477億9千1百万円計上されておまして、この水源林にかかわる評価を巡って、今木材価格の上昇が一部あるようですが、減損問題をどういうふうに考えていらっしゃるのという質問をさせていただきました。

それで水源林に関する評価については、今の資料の8ページの8番というのがあって、重

要な会計方針の上から3分の2のところ、水源林の価額及び評価方法というのがあって、これは少しわかりにくいんですけども、要は平成15年10月1日時点において、標準伐期齢立木は平成15年10月1日の市場価値、正味売却価額による評価額に機構設立後に投資した額を加えた額だと、それで評価していますと。

それから、(2)が標準伐期齢未満の立木については時価がありませんから、取得原価に機構設立後に投資した額を加えた額だということになると思います。今のこの評価額というのは。

そうすると、これで1つ質問させていただいたんですが、結局、今回緑資源機構から森林総研に承継される資産の評価という問題、これはどうなるんですかと。つまりこの9,477億9千1百万円という資産が、そのまま森林総研に承継されるのか、それとも何らかの評価替えが行われるのかということで確認させていただいたわけですが、それに関しましては、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律、附則第3条3項というのがありまして、資産の価額はこの法律の施行の日、平成20年4月1日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とするというような規定があるわけですので。

そうすると、森林総研が承継する際は、標準伐期齢以上の立木については、市場価格を基準に評価しなさい。市場価格のない伐期齢未満の立木について取得原価でそれぞれ評価しなさいということで、現在、緑資源機構が貸借対照表で計上されている資産の評価の仕方と変わってくるわけですね。

それで、その額が、大体差額がどのくらいあるのかということになると、この9,477億9千1百万のうち、現段階での概算としては約1千4百億円、時価に置き直したときの評価損、含み損、一種の、それが発生するという事なんです。

それで、確かに緑資源機構が作成している貸借対照表の9,477億円というのは正しい適正な評価額になるし、それから森林総研が引き継ぐこの1千4百億円を減じた評価額8千億円ぐらいになるんですか、それも正しい評価額なんですけど、その間において、1千4百億円にのぼる国の財産価値の下落が発生しているわけですが、この1千4百億円の損というものが、現時点でどこにも開示されない。国民に対して、明らかにされてないと思います。

これは、多分、この金額というのは、私はちょっと国のほうの会計はあれですが、国の一般会計の歳入歳出には多分出てこなくて、政府出資の評価替えみたいな形で多分出てくるのかなと思います。

それというのは、今の省庁別の財務諸表をじっくり読めば開示されるのかもしれませんが

れども、それ以外には、国民の目に触れないまま、こういった評価替えが行われる。それが、果たして今のような時代において、適切な開示と言えるかどうか。その辺の問題はないかどうかということでございます。

それから、あとは緑資源機構解散に伴うそれ以外の固定資産の減損というものは、現時点では予定されていないということでございますので、細かな会計処理の適用についてどうだこうだというのはございますが、それは体制に影響を及ぼすようなものではございませんので、この席では発言は不要とさせていただきます。

以上が、緑資源機構の財務諸表評価に当たっての財務担当としての私からの質問と申しますか、意見でございます。

○太田分科会長 どうもありがとうございます。

ご質問、あるいはご意見でございますけれども、1番目は森林総研と同様の指摘の部分、2番目は評価替えの部分でございますが、詳しくはちょっと時間がなかなか難しいとは思いますが、何か簡単なコメントをいただけますでしょうか。

○町田森林総合研究所理事（森林農地整備センター所長） 1番目の点はやはり私は少なくともそういうことがあるというふうには聞いておりません。

それから、2点目ですけれども、貸借対照表の開始のときには、やはり評価替えをします。

○内山委員 それはされるんですけれどもね、要はプロセスをちょっと明確にされたほうがよろしいのではないですかということです。

○町田森林総合研究所理事（森林農地整備センター所長） おっしゃっている意味は、今回の中にもやはり入れておいたほうがいいのではないかということも含めてですか。

○内山委員 緑資源機構の財務諸表には入れにくいと思います。緑資源の財務諸表にあったのが、森林総研に法人がかわったために、なんで減少するんだと。これは、よほど注意しないとわからないわけです。

でも、その間に、確実に差額分の棄損というのがあるわけです。それをどういうふうに国民に知らせるんですかというのが私の質問の趣旨とご理解いただけますか。

○太田分科会長 やはりできるだけ明解ということでございますので、今すぐにとり具体的なにはわからないかもしれませんが、ぜひその点をご検討いただきたいと、こういうことだろうと思います。

それでよろしゅうございますか。

○内山委員 そうですね。ぜひというか、むしろすべきではないかと。

○太田分科会長 ご指摘ということで、どうもありがとうございました。

まだあろうかと思いますが、どうしてもというご質問がございませうか。

これから評価するわけですので、できるだけ聞いておきたいと。

○戸澤専門委員 19年度の評価と中期目標の評価が大体同じになっているような気がして、項目とすれば大体当然だと思んですが、先ほど、古田先生から出たように、「d」の評価を受けたりするものが、中期目標としての緑機構として反省した意味で「d」とするのか。年度として、これは18年度に発生した事案で、いつまで引っ張っていつて評価するのか。そこはある程度、小分けした格好で考えないといけないのではないかなという気がするんですけども。

19年は19年で評価するんだということで、それは過去を振り返って中期目標の一環としての評価がまた評価ではないのかなという、これは感想ですけどもね。

○太田分科会長 これは、事務局、技術的にはどうでしょうか。

○事務局 緑資源機構に関しましては、平成19年度1年間についての評価というのと今年度はたまたま中期目標期間が終わった翌年度でありますので、中期目標期間、4年6カ月ですけども、これを見通しての評価という、2通りがあるということでございます。

本日の説明につきましては、便宜上、19年度も網羅した形での4年6カ月間の実績をご説明したということで、中期目標期間のほうの資料を使わせていただいたということでございます。

○太田分科会長 よろしゅうございませうか。

森林総合研究所と緑資源機構の財務諸表等について、林野分科会の意見を決定したいと思いいます。

森林総合研究所と緑資源機構の財務諸表については、農林水産大臣から評価委員会に対して、その承認について諮問が行われおりますが、林野分科会として特に意見なしという回答をさせていただいて、よろしいでしょうかということでございます。

内山委員、先ほどからの議論を含めまして、何かございますでしょうか。

○内山委員 私のほうで、申し上げましたことについて、今後、できる範囲で、説明のわかりやすさということを含めて、ご対応いただくということを前提にしてよろしいのではないかと思います。

○太田分科会長 ありがとうございました。

今のような内山委員のご指摘、ご意見を踏まえまして、林野分科会としては特に意見なし

と回答させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○太田分科会長 どうもありがとうございます。そのように取り計らうことといたします。

続きまして、緑資源機構の繰越積立金の処分についてです。

ただいま決定した財務諸表に対する林野分科会の意見を受けて、農林水産大臣が財務諸表の承認を行った後、森林総合研究所から繰越積立金の承認申請が行われ、改めて林野分科会に意見を問われることになるわけですが、本日の分科会において、内容について、説明を受けたところでございます。

今後の手続きの関係上、この場におきまして、仮に大臣から諮問された場合にはという前提で、林野分科会として、特に意見なしと回答することにしてよろしいかどうか。まさに、先ほどの問題も含めてだろうと思いますが、内山委員、こちらのほうはどういうことでございましょうか。

○内山委員 そうですね。基本的には同趣旨で対応いただければと思います。

○太田分科会長 先ほどから議論しておりますので、同趣旨で対応していただくということをご前提として、特に意見なしと回答することにしてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○太田分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らうことにいたします。

それでは、その他について事務局からお願いいたします。

○事務局 今後の日程でございます。資料3と右肩に打っておりますが、今後の日程等という1枚の紙がございます。

今後の日程等のほうをご覧くださいますと、森林総合研究所のワーキングチームが7月31日、それから緑資源機構のワーキングチームは7月29日に予定しております。

また、次回の林野分科会につきましては、8月20日の水曜日に農林水産省の会議室で開催する予定としてございます。

それから、会議の日程のほうを先にご説明しましたが、資料3-6をご覧くださいと思います。

ワーキングチームという題名の縦の表がございますが、今年度もワーキングチームを設置いたしまして評価をしていただきたいと思いますと考えております。各委員にご担当いただく法人につきましては、記載のとおりでございます。

昨年12月に、ご就任いただきました小島委員、本日はご欠席でございますが、森林総合研究所をご担当いただくということで、ご内諾をいただいているところでございます。

また、それぞれのチーム長につきましては、この後、分科会長からご指名をいただければと存じます。以上でございます。

○太田分科会長 ありがとうございます。

今、事務局から説明がありましたように、今年度は皆さんが所属するワーキングチームが担当する独法についての評価案と意見、質問について、7月7日までに事務局に提出いただくこととなります。

短期間ではありますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それから、ワーキングチームのチーム長につきましては、緑資源につきましては、引き続き岡田委員に、森林総研につきましては小島委員にお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日、予定した議事は以上でございます。

本日配布された資料のうち、参考資料につきましては委員限りとさせていただきます。

今回の議事録につきましては、まとめ次第、事務局から各委員に送付し、ご了解を得た上で確定し、その後、公開するというにしたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、予定の議事を終了いたしましたので、第33回林野分科会は閉会とさせていただきます。

本日は、お忙しいところどうもありがとうございました。

午後 5時18分 閉会